

改正

平成27年12月25日条例第41号

常滑市保育の必要性の認定に関する条例

常滑市保育の実施条例（昭和62年常滑市条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定による認定（以下「支給認定」という。）に関する保育の必要性の基準を定めるものとする。

（保育の必要性の基準）

第2条 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの支給認定においては、当該小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、次の各号のいずれかの保育の必要性の基準に該当することとする。

- （1） 居宅外で労働することを常態としていること。
- （2） 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- （3） 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （4） 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- （5） 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- （6） 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （7） 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- （8） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- （9） 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- （10） 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。

(12) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(13) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の常滑市保育の必要性の認定に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条の規定による支給認定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成27年12月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑市保育の必要性の認定に関する条例の規定は、平成27年10月1日から適用する。

改正

平成27年12月28日規則第33号

平成28年3月31日規則第38号

常滑市保育の必要性の認定に関する条例施行規則

常滑市保育の実施条例施行規則（昭和62年常滑市規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、常滑市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年常滑市条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、小学校就学前子どもの支給認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保育の必要性を認める労働時間の下限）

第2条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条第1号の規定により市が定める時間は、60時間とする。

（保育の必要性の基準の細目）

第3条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号の認定（以下「2号認定」という。）及び同項第3号の認定（以下「3号認定」という。）における条例第2条に規定する保育の必要性の基準の細目は、次の表の左欄に掲げる条項の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

条項の区分	保育の必要性の基準の細目
条例第2条第3号	出産を予定する日の8週前の日が属する月の初日から、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあたること。
条例第2条第4号	1 医師が作成した診断書により疾病又は負傷が確認できること。 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けていること。

	3 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、知能指数が75以下であると判定されていること。
条例第2条第5号	1 次のいずれかに該当する者を月15日以上介護又は看護していること。 (1) 医師が作成した診断書により疾病又は負傷が確認できる者 (2) 身体障害者手帳における障害の級が1級から3級までの者 (3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3から要介護5までの認定を受けている者 2 2号認定又は3号認定を受けた小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）以外の子どもと、児童発達支援センターに通園し、又は特別支援学校に通学していること。
条例第2条第7号	昼間に居宅外において、就労する意思をもって求職活動又は起業準備に専念することを常態としていること。

2 市長は、前項に規定する保育の必要性の基準の細目に該当する場合で、家庭で保育できると認められるときは、2号認定及び3号認定を行わないことができる。

（支給認定の申請）

第4条 府令第2条第1項の規定による申請は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園申込書（様式第1号）により行うものとする。

（現況届）

第4条の2 府令第9条第1項の規定による届書は、現況届兼施設利用申込書（様式第1号の2）とする。

2 支給認定子どもの保護者（以下「支給認定保護者」という。）は、毎年、前項の申込書に労働又は疾病の状況その他の事項を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（保育必要量の認定）

第5条 保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間までの利用（1日当たり11時間までに限る。以下「保育標準時間利用」という。）又は平均200時間までの利用（1日当たり8時間までに限る。以下「保育短時間利用」という。）の区分に分けて行うものとする。

2 前項の区分にあたっては、支給認定において次に掲げる事由に該当する場合は保育標準時間利

用とし、それ以外の場合は保育短時間利用とする。ただし、保護者が保育短時間利用を希望する場合は、保育短時間利用とする。

- (1) 条例第2条第1号の規定に該当し、かつ、月120時間以上の勤務であること。
- (2) 条例第2条第3号に掲げる事由
- (3) 条例第2条第6号に掲げる事由
- (4) 条例第2条第10号に掲げる事由
- (5) 条例第2条第11号に掲げる事由
(認定証等)

第6条 法第20条第4項に規定する通知及び認定証の交付は、支給認定証（様式第2号）により行うものとする。

- 2 法第20条第5項に規定する通知は、支給認定却下通知書（様式第3号）により行うものとする。
(支給認定の有効期間)

第7条 府令第8条第4号ロの規定により市が定める期間は、60日を限度として市長が認める期間とする。ただし、起業の準備に該当する場合は、90日を限度として市長が認める期間とする。

- 2 府令第8条第6号の規定により市が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

- (1) 府令第8条第2号に定める期間
- (2) 支給認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業期間が終了した日の属する月の末日までを限度として市長が認める期間

- 3 府令第8条第7号の規定により市が定める期間は、同条第2号から第6号までに掲げる小学校就学前子どもの区分のうち市長が事由の類するものとして認めた区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(保育所の入所の決定)

第8条 福祉事務所長は、支給認定子どもについて、保育所への入所を承諾する。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定によってもなお保育所の定員に満たない場合は、支給認定子ども以外の小学校就学前子どもについても入所を承諾することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により保育所への入所を承諾した小学校就学前子どもの保護者に対して、利用契約決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 4 福祉事務所長は、第1項及び第2項の規定による入所を承諾しなかった小学校就学前子どもの保護者に対して、施設利用不承諾通知書（様式第5号）に理由を付して通知するものとする。

(支給認定の変更等)

第9条 府令第11条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書(様式第6号)とする。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、変更の認定をしたときは、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを提出した支給認定保護者に返還するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の内容を審査し、変更を認めなかったときは、支給認定保護者に支給認定変更却下通知書(様式第7号)により通知するとともに、支給認定証を返還するものとする。

(届出事項の変更)

第10条 府令第15条第1項の届書は、施設型給付費・地域型保育給付費等変更事項届出書(様式第8号)とする。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、支給認定証に変更の届出に係る事項を記載し、支給認定保護者に当該支給認定証を返還するものとする。

(支給認定証の再交付)

第11条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書(様式第9号)とする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、支給認定保護者に支給認定証を再交付するものとする。

(保育時間の変更)

第12条 保育標準時間利用に該当する支給認定保護者がその利用時間を変更しようとするときは、保育時間変更申請書(様式第10号)を市に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、利用契約決定通知書(様式第11号)により当該支給認定保護者に通知するものとする。

(利用者負担)

第13条 支給認定子どもに係る保育料(常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和55年常滑市条例第31号。次項において「保育所条例」という。))第6条第1項及び第2項に規定する保育料をいう。以下同じ。)の月額、別表の1に定める額とする。

2 支給認定子ども以外の小学校就学前子どもに係る使用料(保育所条例第6条第3項に規定する使用料をいう。以下同じ。))の月額、別表の2に定める額とする。

3 市長は、保育料及び使用料(以下「保育料等」という。)の月額を利用契約決定通知書により、当該保育料等に係る小学校就学前子どもの保護者に通知しなければならない。

4 保育料等の納期は月別とし、毎月末日までとする。

5 月の中途に入所し、又は退所する場合の保育料等は、保育料等の月額に保育をした日数（当該日数が25日を超える場合は、25日）を乗じ、25で除した額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

6 支給認定子どもは、次の表の左欄に掲げる保育必要量の認定の区分に応じ、延長保育（常滑市立保育所管理規則（昭和56年常滑市規則第2号）第5条に規定する保育時間を超えて提供される保育をいう。ただし、保育標準時間利用認定の場合は、午前7時30分から午後6時30分までの保育を除く。以下同じ。）の提供を同表の中欄に掲げる延長保育時間において受けることができる。この場合における当該延長保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）の月額は、同表の中欄に掲げる延長保育時間の区分に応じ、同表の右欄のとおりとする。

保育必要量の認定の区分	延長保育時間	延長保育料
保育標準時間利用	午後6時30分から午後7時まで	700円
保育短時間利用	午前7時30分から午前8時まで	700円
	午後4時から午後5時まで	1,300円
	午後4時から午後6時まで	3,600円
	午後4時から午後7時まで	5,000円

7 前項の延長保育料は、別表の1のA階層に該当する世帯においては、徴収しない。

（保育料等の減免）

第14条 市長は、小学校就学前子どもの属する世帯が災害、疾病その他特別の事情により生計が著しく困難であると認められる場合は、前条に規定する保育料等を減免することができる。

2 前項の規定により保育料等の減免を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、保育料等減免申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の内容を審査し、減免の決定をした場合は、当該小学校就学前子どもの保護者に、速やかに保育料等減免決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の申請書の内容を審査し、減免をしないこととした場合は、当該小学校就学前子どもの保護者に、速やかに保育料等減免却下通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（身分証明書）

第15条 保育料等の徴収及び滞納処分の事務を行う職員は、その身分を証明する証票として身分証明書（様式第15号）を携帯し、これを提示しなければならない。

(退所等)

第16条 福祉事務所長は、保育所に入所している小学校就学前子どもが次のいずれかに該当するときは、当該小学校就学前子どもを退所させることができる。

- (1) 入所の理由が消滅したとき。
- (2) 感染症にかかり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項第1号の規定に該当する小学校就学前子どもの保護者は、保育所退所届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により小学校就学前子どもを退所させる場合は、解約通知書(様式第17号)により通知する。

4 前項に規定する通知を受けた保護者は、支給認定証を市に返却しなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の常滑市保育の必要性の認定に関する条例施行規則(この項において「新規則」という。)の規定による認定に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成27年12月28日規則第33号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第38号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第13条関係)

1 常滑市保育料基準額表

(単位：円)

階層	世帯区分	年齢区分	保育標準時間	保育短時間
----	------	------	--------	-------

			11時間	10.5時間	9.5時間	8時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	3歳未満児	0	0	0	0
		3歳児	0	0	0	0
		4・5歳児	0	0	0	0
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯	3歳未満児	5,000	4,200	1,900	0
		3歳児	5,000	4,200	1,900	0
		4・5歳児	5,000	4,200	1,900	0
C	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	3歳未満児	11,600	10,800	8,500	6,600
		3歳児	9,600	8,800	6,500	4,600
		4・5歳児	9,400	8,600	6,300	4,400
D 1	当該年度の市町村民税所得割の額が48,600円未満の世帯	3歳未満児	13,400	12,600	10,300	8,400
		3歳児	11,500	10,700	8,400	6,500
		4・5歳児	11,300	10,500	8,200	6,300
D 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が48,600円以上60,000円未満の世帯	3歳未満児	18,300	17,500	15,200	13,300
		3歳児	16,500	15,700	13,400	11,500
		4・5歳児	15,900	15,100	12,800	10,900
D 3	当該年度分の市町村民税所得割の額が60,000円以上97,000円未満の世帯	3歳未満児	27,900	27,100	24,800	22,900
		3歳児	21,000	20,200	17,900	16,000
		4・5歳児	19,900	19,100	16,800	14,900
D 4	当該年度分の市町村民税所得割の額が97,000円以上133,000円未満の世帯	3歳未満児	39,800	39,000	36,700	34,800
		3歳児	22,600	21,800	19,500	17,600
		4・5歳児	21,200	20,400	18,100	16,200
D 5	当該年度分の市町村民税所得割の額が133,000円以上169,000円未満の世帯	3歳未満児	44,500	43,700	41,400	39,500
		3歳児	23,200	22,400	20,100	18,200
		4・5歳児	21,700	20,900	18,600	16,700
D 6	当該年度分の市町村民税所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	3歳未満児	48,400	47,600	45,300	43,400
		3歳児	23,900	23,100	20,800	18,900
		4・5歳児	22,300	21,500	19,200	17,300

D 7	当該年度分の市町村民税	3歳未満児	48,800	48,000	45,700	43,800
	所得割の額が301,000円以上の世帯	3歳児	24,200	23,400	21,100	19,200
		4・5歳児	22,500	21,700	19,400	17,500

2 常滑市使用料基準額表

(単位：円)

階層	世帯区分	3歳児	4・5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,400	2,300
C	当該年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	5,500	5,300
D 1	当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が48,600円未満の世帯	7,800	7,600
D 2	当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が48,600円以上60,000円未満の世帯	13,800	13,100
D 3	当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が60,000円以上97,000円未満の世帯	19,100	17,900
D 4	当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が97,000円以上133,000円未満の世帯	21,100	19,500
D 5	当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が133,000円以上169,000円未満の世帯	21,800	20,100
D 6	当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	22,600	20,800
D 7	当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が301,000円以上の世帯	23,900	21,000

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(所得割の算定においては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第

5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。)をいう。

2 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、当該減免された額を所得割、均等割の順に控除して得た額をそれぞれの所得割の額及び均等割の額とする。

3 次の表に掲げる世帯区分に該当する場合は、当該世帯区分に応じてそれぞれ同表に定める保育料等の額に減額する。この場合において、複数の世帯区分に該当するときは、第1号から第4号までのうち保育料等の額が少なくなるものを小学校就学前子どもごとに適用し、第1号から第4号までのいずれかと第5号に該当するときは、第1号から第4号までのいずれかで減額した保育料等の額に小学校就学前子どもに応じ第5号に定める割合を乗じた額とする。

世帯区分	保育料等の額
(1) 当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が57,700円未満の世帯	保護者と生計を一にする子どものうち、年齢の高い者から1番目、2番目と数え、2番目に高い者は2分の1の額とし、3番目以降の者は無料とする。
(2) 保育所若しくは幼稚園に入所し、又は地域型保育事業、児童発達支援等を利用している小学校就学前子どもが2人以上いる世帯	当該小学校就学前子どものうち年齢が高い者は2分の1の額とし、3番目以降の者は無料とする。
(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯	<p>ア B階層の世帯に属する者は無料とする。</p> <p>イ C階層から当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が57,700円未満の世帯は、(1)の数え方で入所が1番目の者は2分の1の額、2番目以降の者は無料とする。</p> <p>ウ 当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が57,700円以上77,101円未満の世帯は、(2)の数え方で入所が1番目の者は2分の1の額、2番目以降の者は無料とする。</p>
(4) 保護者が母子及び父子並びに寡婦	ア B階層の世帯に属する者は無料とする。

<p>福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない者である世帯</p>	<p>イ C階層から当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が57,700円未満の世帯は、(1)の数え方で入所が1番目の者は2分の1の額、2番目以降の者は無料とする。</p> <p>ウ 当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が57,700円以上77,101円未満の世帯は、(2)の数え方で入所が1番目の者は2分の1の額、2番目以降の者は無料とする。</p> <p>エ 当該年度分の市町村民税のうちの所得割の額が77,101円以上の世帯は、(2)の数え方で入所が1番目の者は2分の1の額、2番目以降の者は4分の1の額とする。</p>
<p>(5) 年度当初において養育している18歳未満の児童が3人以上いる世帯</p>	<p>当該児童のうち年齢が高い者から3番目以降で3歳未満の者は無料（D4階層からD6階層までの世帯に属する者にあつては、入所が1番目の者は2分の1の額とし、2番目以降の者は4分の1の額）とする。</p>

4 階層区分の認定は、小学校就学前子どもと同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額により行う。この場合において、4月分から8月分までについては、この表のB階層からD7階層までの項中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えて階層区分の認定を行う。

5 年齢区分は、当該年度の初日の前日における年齢により判定する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号の2（第4条の2関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第12条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第13号 (第14条関係)

様式第14号 (第14条関係)

様式第15号 (第15条関係)

様式第16号 (第16条関係)

様式第17号 (第16条関係)